

# 農業委員会議事日程

日 時：令和2年3月27日（金）午後3時00分  
場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第58号 農地法第3条に係る買受適格証明願について
7. 議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
9. 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
10. 議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
11. 議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について  
（農地中間管理事業）
12. 議案第64号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の  
規定による特定農地貸付けの承認申請について
13. 議案第65号 令和2年度千曲市農業委員会事業計画（案）について

（追加議案）議案第66号 職員の人事について

## 14. 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

## 15. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

なお、今回の定例会については、「一般社団法人 全国農業会議所」からの「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応について」の出席委員の制限依頼に基づき、農業委員 15 名のみの招集となりますがよろしくお祈いします。

ただ今から令和 2 年 3 月の総会を開催いたします。

それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。

5 番北澤眞理子委員、6 番島田孝委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、  
を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案  
のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 57 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 58 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願につい  
て、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 58 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願について、原案  
のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 58 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 7、議案第 59 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請  
について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見  
等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件について、担当委員と現地確認をしまいりましたので、  
ご報告いたします。  
場所は、打沢区で打沢公民館と北国街道との中間にある農地です。駐車場として使  
用していた部分について、追認申請するものであります。周囲は、北側は宅地、西側  
は市道、東側・南側は申請者の畑と申請者以外の隣接農地はありません。顛末書が提  
出され、悪質性がなく反省の姿勢も見られることから、追認許可について問題ないと  
判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

13 番高松委員

13 番高松です。無断転用されている土地について、事務局ではどのような対応を  
しているのか。

中山次長

本来は、農地へ現況復帰してから、再申請を行うのが原則ではありますが、転用許  
可が見込めるもので、顛末書等により反省の姿勢がみられる場合については、追認申  
請により対応しております。また、転用許可が見込めない案件については、現況復帰  
していただくよう指導しております。

議 長

他に質疑意見等はございませんか。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 59 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 59 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 8、議案第 60 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の  
計画変更承認申請について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見  
等の報告をお願いいたします。

6 番島田委員

6 番島田です。1 番案件について、担当委員と現地確認をしまいいりましたので、  
ご報告いたします。  
この案件は、平成 30 年 12 月 10 日に農地法第 5 条の許可を受けたもので、当初は  
父親の土地を娘が借りて住宅を新築する計画でありましたが、資金の借り入れ等の事  
情により、転用事業者を娘婿に変更し住宅を新築するものであります。転用事業者が  
夫婦間で変更になったものであり、問題ないと思われま。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 60 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更  
承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 60 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 9、議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請  
について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見  
等の報告をお願いいたします。

## 2番岡田委員

2番岡田です。担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

1番案件ですが、場所は、鋳物師屋区で千曲線沿いにある介護施設より東側約100mの埴科幹線水路沿いにある農地です。申請農地と隣接宅地を一体開発し、長野市の不動産業者が9区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、東側は水路、西側は水路を挟んで田と宅地、南側は市道と宅地、北側は田であります。隣接耕作者の同意を得ております。L型コンクリートによる法面保護、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

## 10番伊藤委員

10番伊藤です。2番から6番案件について、先日担当委員と現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、2番案件ですが、場所は、杭瀬下四丁目で千曲線より〇〇医院へ入る交差点を西側に60m程入った畑です。申請地において、長野市の不動産業者が1区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、北側・東側は宅地、南側は市道、西側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。L型コンクリートによる法面保護、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

次に3番案件ですが、場所は、杭瀬下四丁目で千曲橋右岸にある公園より北側約80mにある農地です。申請農地と隣接宅地を一体開発し、長野市の不動産業者が2区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、西側は市道、北側・東側は宅地、南側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。L型コンクリートによる法面保護、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

次に4番案件ですが、場所は杭瀬下五丁目で旧市役所更埴庁舎の市職員駐車場北側にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、西側・南側は市道、北側・東側は貸付人が所有する農地で、申請者以外の隣接農地はありません。L型コンクリートによる法面保護、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

次に5番案件ですが、場所は杭瀬下五丁目で千曲線沿いにある〇〇展示場の向かいにある畑です。長野市の不動産業者が2区画の宅地分譲敷地を整備するものであります。周囲は、西側は千曲線、北側・東側・南側は全て宅地と隣接農地はありません。L型コンクリートによる法面保護、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

次に6番案件ですが、場所は杭瀬下六丁目で千曲線沿いにある〇〇展示場より西側約40mにある畑です。申請地において、車4台分の駐車場を整備するものであります。周囲は、東側は市道、北側は宅地、西側・南側は貸付人の畑と申請者以外の隣接農地はありません。駐車場の周囲はコンクリートブロックを設置し土砂等の流失を防ぐ措置が施される予定であり、問題ないと判断いたしました。

## 2 番岡田委員

2 番岡田です。7 番と 8 番案件について、ご報告いたします。

まず、7 番案件ですが、場所は、新田区と一部杭瀬下区が跨る農地で市役所新庁舎より南西側約 150mにある田です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側・西側・南側は宅地、東側は譲渡人の田と申請者以外の隣接農地はありません。コンクリート土留めの設置、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定と必要な措置が施される予定であり、問題ないと判断いたしました。

次に、8 番案件ですが、場所は中区で平和橋右岸にある旧雇用促進住宅の東側に位置する不耕作地です。申請地において、アパート 2 棟を新築するものであります。周囲は、西側は駐車場と市道、南側・東側は宅地、北側は田ですが、隣接耕作者の同意を得ております。隣接農地との間に土留め壁を設置、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定と必要な措置が施される予定であり、問題ないと判断いたしました。

## 14 番保木野委員

14 番保木野です。9 番から 11 番案件について、22 日に担当推進委員と現地確認をしましてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、9 番案件ですが、場所は屋代宮裏で、国道 18 号粟佐北信号より東側約 300 mにある農地です。申請地において、車 2 台分の駐車場を整備するものであります。雨水は地下浸透、汚水排水はなく、隣接耕作者の同意も得ており問題ないと判断いたしました。

続きまして、10 番案件ですが、場所は屋代代官河原で、更埴インターチェンジの北西にあるホテルの向かいにある農地です。申請事業者の従業員駐車場 6 台分を整備するものであります。雨水は地下浸透、汚水排水はなく、隣接耕作者の同意も得ており問題ないと判断いたしました。

続きまして、11 番案件ですが、場所は粟佐区で、西船山通り沿いにある農地です。申請地において、ドラッグストアを新築するものであります。雨水は地下浸透、汚水排水は公共下水道へ接続予定であり、隣接耕作者の同意も得ていることから問題ないと判断いたしました。

## 6 番島田委員

6 番島田です。12 番案件ですが、先程の議案第 60 号 1 番案件でご報告しておりますので、省略させていただきます。

## 13 番高松委員

13 番高松です。13 番案件について、20 日に担当委員 3 名で現地確認をしましてまいりましたので、ご報告いたします。場所は、旧 J A 更級支所の北側にある農地です。申請地において、太陽光発電施設を設置するものであります。周囲は、北側は市道、東側・西側は宅地、南側は農地ですが、隣接耕作者 2 名の同意を得ており、問題ないと判断いたしました。

9番緑川委員

9番緑川です。申請に基づきまして14番から16番案件について、関係委員で現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。

まず、14番案件ですが、場所は国道18号線柏王の信号から南西側約100mにある農地です。長野市の不動産業者が1区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、東側と南側は農地に隣接していますが、隣接耕作者より同意が得られております。排水処理等も適切に処理される予定であり、問題ないと判断いたしました。

続きまして、15番案件ですが、場所は内川区で、千曲線沿いに新しくできたドラッグストアの北側付近にある農地です。申請地において、診療所兼住宅を新築するものであります。3方が市道、南側は農地ですが隣接耕作者の同意を得ております。日照・排水等への影響も軽微であることから問題ないと判断いたしました。

続きまして、16番案件ですが、場所は内川区で、千曲線の五加小学校入口の信号近くにあるコンビニエンスストアに隣接する農地です。申請地において、住宅展示場を新築するものであります。隣接農地はなく、排水処理等も適切に処理される予定であることから問題ないと判断いたしました。

議長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第61号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第10、議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)



議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 62 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 11、議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 63 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 12、議案第 64 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付けの承認申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑・意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 64 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付けの承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 64 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 13、議案第 65 号 令和 2 年度千曲市農業委員会事業計画 (案) について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑・意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 65 号 令和 2 年度千曲市農業委員会事業計画 (案) について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 65 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて、本日追加議案の提出がありますので、日程に追加し、議題といたします。議案第 66 号 職員の人事について、事務局から朗読、説明をお願いします。

中村局長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。

それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 66 号 職員の人事について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 66 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて、日程第 14、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長  
中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第 15、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和 2 年 3 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 4 時 30 分